

教職員の懲戒処分について

下記のとおり、教職員の懲戒処分等を行いました。

記

1

被処分者	1 氏 名 2 所 属 京都市立加茂川中学校 3 年齢・性別 40歳・男性 4 職 名 教諭
処分発令日	令和7年1月27日
処分内容	免職
事案概要	被処分者は、令和6年8月19日(月)17時から20日(火)1時半頃まで、京都市内の飲食店等にてビール中ジョッキ2杯、酎ハイ5杯、テキーラショット6杯を飲酒し、タクシーで自宅まで帰宅した。帰宅後、自身の携帯電話がないことに気づき、携帯電話を保管していたタクシーの運転手に会うために京都市左京区北白川のコンビニエンスストアまで自家用車を運転した。自宅へ帰る途中で、大津市内のバス停の看板に衝突し、付近に駐車してあった別の車を、一部破損させ、警察への通報義務を怠ったうえ、車内で寝入った。警察による呼気検査の結果、酒気帯び運転の基準値0.15mgを上回る0.35mgのアルコールが検出されたため、捜査されることとなり、同年12月12日(木)に罰金35万円の略式命令を受けた。

2 (1)

被処分者	1 所 属 京都市立砂川小学校 2 年齢・性別 60歳・女性 3 職 名 給食調理員
処分発令日	令和7年1月27日
処分内容	減給（平均賃金の半日分）
事案概要	給食物資は適正に使用・調理すべきものであり、また、残った物資については、衛生管理上、適切に管理・廃棄する必要があること、給食室内に私的な食材を持ち込むことは禁止されていることを認識していたにもかかわらず、令和4年度から給食物資を一部流用し、学校給食とは関係のない調理を行っていた。令和5年度から令和6年6月頃にかけては、週に1、2回程度、給食物資の流用に加え、校内に私的な食材を持ち込み調理し、自ら食すだけでなく、職場で他の教職員に提供した。

(2)

被処分者	1 所 属 京都市立砂川小学校 2 年齢・性別 57歳・女性 3 職 名 給食調理員（会計年度任用）
処分発令日	令和7年1月27日
処分内容	減給（平均賃金の半日分）
事案概要	給食物資は適正に使用・調理すべきものであり、また、残った物資については、衛生管理上、適切に管理・廃棄する必要があること、給食室内に私的な食材を持ち込むことは禁止されていることを認識していたにもかかわらず、令和5年度から令和6年6月頃にかけて、週に1、2回程度、給食物資の流用に加え、校内に私的な食材を持ち込み、学校給食とは関係のない調理を行い、自ら食すだけでなく、職場で他の教職員に提供した。

(3)

被処分者	1 所 属 京都市立砂川小学校 2 職 名 校長
処分発令日	令和7年1月27日
処分内容	教育長嚴重文書訓戒【管理監督責任】
事案概要	同校へ赴任した令和5年度以降、給食調理員が給食物資の流用に加え、校内に私的な食材を持ち込み、学校給食とは関係のない調理を行い、自ら食すだけでなく、職場で他の教職員に提供することを日常的に行っている状況を把握していなかった。また、状況を把握した後も適切に対応せず、令和6年6月まで注意・指導することを怠った。